



平成 27 年 11 月 17 日

各 位

株 式 会 社 プ ロ ス ペ ク ト
代 表 取 締 役 社 長 カ ー テ ィ ス ・ フ リ ー ズ
(コード番号：3528 東証第2部)
問 い 合 せ 先 代 表 取 締 役 常 務 田 端 正 人
電 話 番 号 0 3 (3 4 7 0) 8 4 1 1 (代 表)

第三者割当による新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当により新株予約権を発行することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

かかる新株予約権の発行は、平成 27 年 12 月 16 日開催予定の当社臨時株主総会において、株主の皆様のご承認が得られることを条件としております。

なお、代表取締役社長 カーティス・フリーズは、本新株予約権の発行について特別の利害関係を有すると判断されるため、該当する議案に関する決議には参加していません。

記

1. 募集の概要

| | |
|----------------------|--|
| 割 当 日 | 平成 27 年 12 月 21 日 |
| 新株予約権の総数 | 1,440 個 (1 個につき 100,000 株) |
| 発 行 価 額 | 1 個につき 200,000 円 (1 株につき 2 円) |
| 当該発行による 潜 在 株 式 数 | 144,000,000 株 |
| 資 金 調 達 の 額 | 8,064,000,000 円 (内訳) ・新株予約権発行分 288,000,000 円 ・新株予約権行使分 7,776,000,000 円(注 2) (発行諸費用を差し引いた手取概算額について、第 3 項をご参照ください) |
| 行 使 価 額 | 1 株につき 54 円 |
| 割 当 方 法 | 第三者割当の方法により、プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド に対して全てを割り当てる。 |
| そ の 他 | (1) 取得条項 10 日以上連続する取引日において、東京証券取引所における当社 普通株式の普通取引の終値が、いずれも当該各取引日において有効 な行使価額の 200%以上であった場合、当社は、当該 10 日目の取 引日から 10 営業日以内に新株予約権者に対して通知することによ り、当該取引日から 20 営業日が経過する日をもって、当該時点に おいて残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することがで きる。この場合、当社は、本新株予約権者に対して、1 個につき、 本新株予約権の払込金額に相当する額の金銭を交付する。 (2) その他 詳細については、末尾添付の発行要項をご参照ください。 |

(注 1) 本第三者割当は、本日付けにて提出した有価証券届出書の効力が発生することを条件としており

ます。

(注2) 資金調達額は、新株予約権の発行価額の総額(288,000,000円)に、全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合に行使に際して払い込むべき金額の総額(7,776,000,000円)を合算した金額になります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、上記金額は減少します。

(日 程)

| | |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 株 主 総 会 基 準 日 | 平成 27 年 9 月 30 日 |
| (2) 取 締 役 会 決 議 日 | 平成 27 年 11 月 17 日 |
| (3) 有 価 証 券 届 出 書 の 提 出 日 | 平成 27 年 11 月 17 日 |
| (4) 有 価 証 券 届 出 書 の 効 力 発 生 日 | 平成 27 年 12 月 3 日 (予定) |
| (5) 臨 時 株 主 総 会 開 催 日 | 平成 27 年 12 月 16 日 |
| (6) 申 込 期 間 | 平成 27 年 12 月 18 日～平成 27 年 12 月 21 日 |
| (7) 払 込 期 日 | 平成 27 年 12 月 21 日 |

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の事業の現状について

当社は、従来「すべてはお客様の夢と感動のために」を経営理念に掲げ、「グローバルマンションシリーズ」をマンションブランドとするマンション分譲事業を主たる事業とし、お客様の望まれる最高・最良の生活舞台を提供し続けることとし、徹底した「お客様第一主義」の実践、「好企画・高品質」の「グローバルマンション」の提供を通じて社会に貢献するとともに、企業価値の最大化を図ってきました。

当社が属する不動産業界は、消費税上げの影響や人員不足等による建築費の上昇基調等もあり、不透明な経営環境が続いています。特に、用地及び建築費の高騰、消費税増税等の影響により、マンション分譲事業単体では収益の大幅な拡大は容易でないと考えられます。また、マンション分譲事業は、不動産マーケット変動の影響を直接に受けるため、それに伴う金融環境の変化による影響は甚大であり、不動産マーケットの下降局面においては、キャッシュポジションの維持が難しいことを理由に、大手企業であっても安心することはできません。

こうした基本的な状況に加え、昨今のマンション分譲事業については、原価の大部分を占める建築費の高騰のみならず、増税の影響による消費マインドの低迷が続く中、著しい雇用・所得環境の改善はなされておらず、原価上昇を販売価格に転嫁することが困難であるため、分譲業者における利益が圧縮され続けています。建築費、中でも躯体の工事費については、平成 17 年を 100 とした場合の平成 27 年 8 月時点における建築費指数は 141.8 (建設物価指数月報・(一財)建設物価調査会、NO. 387) と厳しい環境が続いております。

当社は、企業として収益を確保し、かつ、安定的に成長していくために、特に、マンション分譲事業における弱点を克服するため、平成 24 年 11 月に、山形県を主な事業エリアとするハウズビルダーである株式会社ササキハウス(本店所在地：山形県山形市流通セン

ター一丁目8番1号／代表取締役：遠藤一也）を株式譲受により子会社化したことを皮切りに、平成25年8月には、投資顧問及び不動産を営む株式会社プロスペクト（本店所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号／代表取締役：依田康）を株式交換により完全子会社化し、さらに、平成26年3月には、推進工法を手掛ける建設会社である機動建設工業株式会社（本店所在地：大阪市福島区福島四丁目6番31号／代表取締役：中野正明）を株式譲受により子会社化することに成功しており、それによって、マンション分譲事業単体の収益構造から、企業グループとして、首都圏におけるマンション開発に留まることなく、地域的リスク分散を図りつつ収益基盤の強化を図ってまいりました。

また、事業ポートフォリオを拡充し、収益基盤の拡大・多様化を図るために、平成26年9月12日、遊休不動産の有効活用という点において、当社の主力事業である不動産開発事業との親和性が高く、また、太陽光パネルの製造・販売・設置及びメンテナンスといった主要部材の取扱いという点において、当社グループにおける住宅関連事業及び建設事業などとのシナジー効果も期待できる新たな事業として、太陽光発電という不動産開発及び売電事業としてのソーラー事業を開始しました。

平成27年3月31日付け『ソーラー事業（新規事業）における売電開始に関するおしらせ』において公表したとおり、平成27年3月末には兵庫県朝来市において、1.1MWの太陽光発電所が運転を開始しており、また、高圧案件として、茨城県（1.7MW）、岩手県（1.6MW）において、平成28年1月を運転開始予定として工事が着工し、さらに、千葉県（5.5MW）及び宮城県（2.0MW）においても、平成28年上期の運転開始を目標に準備が進んでいます。特別高圧案件としては、広島県（20.0MW）及び千葉県（20.0MW）において、平成28年度中の着工を目指して進めています。

（注）上記の案件には共同出資案件を含むため、当社の出資割合を考慮した場合の総発電量は約30MW相当となります。

（2）収益確保の必要性

当社グループにおける連結当期純利益は、平成25年3月期には188百万円に留まっていたましたが、上記事業ポートフォリオの拡充を進めることにより、平成26年3月期には606百万円、平成27年3月期には816百万円に増加することができました。しかしながら、かかる利益の増加、特に平成27年3月期における増加は、建設業におけるオリンピック特需による部分が大きく、依然として、景気に左右されない安定した収益力が確保されているとは評価できません。また、かかる需要が減退した場合には、当社グループの収益も比例して減少してしまう可能性を抱えています。そのため、こうした景気動向に左右されない安定した収益を確保するためには、少なくとも、現在における事業収益とは異なる収益基盤をもって、平成26年3月期における連結当期純利益と同水準の安定した利益（約600百万円程度）の積増しを実現することが必要であると考えています。

かかる収益基盤の確保に際しては、平成26年に新規参入した既存のソーラー事業における収益力の増強を行うとともに、当社グループ事業とは異なる業種におけるM&Aを活用することにより新たな事業ポートフォリオを拡充することが最適な選択肢であると

判断し、今回の資金調達を行うこととしました。

ソーラー事業としての太陽光発電所については、上記のとおり、現在、複数のプロジェクトが進行しているものの、運転開始に至っているのは兵庫県朝来市における 1.1MW のみであり、進行中のプロジェクトを合わせても想定発電量は合計 30MW（想定利益は年間 240～300 百万円程度）に留まります。かかる事業について、安定した収益の柱とするためには、更なる開発と発電量の増加を推し進める必要があると考えており、今後の太陽光発電事業として 50～100MW 程度（利益では年間 400～800 百万円程度）のポートフォリオの構築を目指しています。

また、平成 27 年 3 月期における売上構成は、マンション分譲が 29.7%に留まっているのに対して、建設事業が 49.5%を占めるに至っており、事業ポートフォリオの拡充という観点においては、一定の成果を上げられたと考えています。しかしながら、子会社が営む各事業は、当社グループにおける安定した主力事業として収益の柱といえる水準には達しておらず、今後も安定した収益を確保し続けるために、また、将来の企業成長を期するためには、依然として M&A を有力な手段として位置付け、継続的に候補企業の発掘・模索を行っていくことが必要であると考えています。

(3) ソーラー事業における追加投資

再生可能エネルギーによる発電事業は、建設地として主に未利用の工業団地や遊休地を利用した発電所を建設したうえで、発電した電力を電力会社に対して売却することで売電収入を得る又は開発した発電所そのものを他の事業者又は投資家等に売却することで開発利益を得るビジネスモデルであり、開発利益を得ることができるという点において不動産関連事業との類似性が高く、また、売電収入という継続的な収益が得られるという意味で、事業ポートフォリオの拡充にも適している事業であるといえます。

太陽光発電は、日照時間や発電量といった重要な要素が相当な精度で予測でき、再生可能エネルギー特別措置法による固定価格での電力の買取りが保証されているため、売電収入を得るといったビジネスモデルは、そのプロジェクトの場所や事業者等にかかわらず、収益予測が立てやすい安定した収益源であるといえます。そのため、安定した収益基盤の確保という当社が求める事業適性を備えており、当社における新たな事業ポートフォリオの中心として、今後、資金を投入することで、継続的に育成する価値が大きいと考えています。

かかる太陽光発電における当社の想定利益（経常利益）は、一般的に、1MW につき年間 8～10 百万円程度と見積もっています。現在進行中の太陽光発電所プロジェクトにおける想定発電量は合計 30MW であり、想定される利益は年間 240～300 百万円ですが、今回、進行中のプロジェクトとは別に、新たに合計 40MW、事業総額として 14,000 百万円程度（投資金額として 4,000 百万円、利益では 320 百万円程度）の太陽光発電所の開発を予定しています。

当社は、平成 26 年 11 月 26 日、転換社債型新株予約権付社債により、ソーラー事業に

対する事業投資を資金使途とする 3,000 百万円の調達を実施しましたが、その後、平成 26 年 12 月 25 日、平成 27 年 3 月 4 日及び平成 27 年 9 月 30 日付け『転換社債型新株予約権付社債に関する資金使途変更のお知らせ』にて公表したとおり、かかる資金使途の一部を変更し、豊商事株式会社の株式取得資金として 284 百万円、マンション分譲事業のための土地取得及び建築資金として 520 百万円を充当した経緯があります。詳細については、『11. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況』をご参照ください。

かかる調達資金により予定していた発電所プロジェクトは、マーケット価格の高騰など、急速な環境変化が生じ、当社が予定していた出資価格を大きく上回る価格での他社からの条件提示がなされるなど、当社によるプロジェクト化を断念せざるを得ないケース、発電所用地の地権者等との権利関係の調整に想定外の時間を要し、スケジュールの大幅な延期を余儀なくされるケースなどが生じ、当初の予定を変更せざるを得ない状況となりました。このような状況の変化の中で、当社は、主にリスク分散、収益力の増大等を目指して M&A による企業価値の極大化を目指していることから、金融商品取引業をグループで行っている豊商事株式会社に対する公開買付けのための資金及び開発不動産の取得資金として充当することが、当該時点において最適であると判断しました。また、ソーラー事業のための資金について、上記資金調達が実現できたことにより、金融機関からの信用が得られ、借入等の実現可能性が高まったことから、資金調達の選択肢が増加したと判断できることから、上記のとおり、調達資金の使途を変更するに至った次第です。

なお、上記のとおり、当該時点においては、M&A 資金及び開発不動産の取得資金として充当することが最適であると判断しましたが、当社は、上記のとおり、安定した収益事業とするために、今後 50～100MW 程度のポートフォリオの構築を目指しており、ソーラー事業に対する追加投資を行わないということではなく、当社は、引き続き、ソーラー事業を当社グループの主たる事業ポートフォリオと位置付け、前述のとおり、太陽光発電所の開発を推し進めていく所存です。また、当社は、不動産や太陽光発電所といった当社グループが取り扱う事業を対象とした投資その他の金融商品の販売が可能となる事業ポートフォリオの構築を目指しており、上記の豊商事株式会社に対する公開買付けの実施も、かかる事業戦略の一環として行ったものですが、引き続き、かかる金融商品取引業への参入を意図し、かつ、M&A を有力な手段として位置付け、継続的に候補企業の発掘・模索を行っていく所存です。

(4) M&A 等による事業ポートフォリオの拡大

近時における M&A により、上記のとおり、当社グループにおける事業ポートフォリオの拡充が進んだものの、当社グループにおける安定した主力事業として収益の柱といえる水準には達しておらず、今後も安定した収益を確保し続けるために、また、将来の企業成長を期するためには、引き続き、収益基盤の確保、事業ポートフォリオの構築を急ぐ必要があると考えています。特に、マンション分譲事業については、建築費の高騰による収益力の大幅な悪化が続いており、かかる先行きが不透明な状況においては、収益の拡大を期待することは困難であると判断しています。

当社は、従来からの主力事業であったマンション分譲事業以外の事業分野として、これまでの事業を通じて培ったノウハウを生かせる不動産関連事業、建築、金融商品など、当社グループ事業とのシナジーが認められる関連事業をターゲットとして、事業ポートフォリオの拡充を急いできましたが、現在、建設業及び金融商品取引業にターゲットを絞っています。

当社グループ企業のうち、建設業を担う機動建設工業株式会社においては、平成 32 年に予定されている東京オリンピックに向けた建築需要の高まりを受けていますが、逆に、その後における建築需要の落ち込みが危惧されるなど、必ずしも安定的な収益を確保できているとはいえない状況です。同社は、既に海外展開にも着手していますが、国内受注の縮小が予想される以上、海外案件に注力することが有効な選択肢と考えられ、長期的な収益の確保を模索した場合、海外現地において独立した事業運営が可能な企業の買収又は提携が望ましいと考えています。また、同社は、推進工事（ライフラインの埋設工事等）を中心とした建設業を営んでいますが、M&Aを通じて、当社グループとして、かかる分野に限定されない総合建設企業としての技術力を有することができれば、より幅広く、例えば、当社が推し進めているソーラー事業における設置工事等におけるシナジーも期待することができます。かかる観点から、既に海外事業を展開している総合建設企業をM&Aにおける対象業種とすることが、より安定的な事業ポートフォリオとして、当社グループにおける収益の柱としての地位を確立するために最適であると判断しています。

また、当社グループ企業のうち、投資顧問を担うプロスペクト・アセット・マネジメント・インク（Prospect Asset Management, Inc.）（以下「PAMI」といいます。）は、日本株を運用する証券投資顧問業を営んでいますが、上記のとおり、当社が運用する投資商品やソーラー事業に基づく太陽光発電事業に対する投資商品の販売など、既存のグループ事業を有効活用するとともに、今後の資金調達方法の多様化を実現するために、第一種又は第二種金融商品取引業の登録を有する金融商品取引業者その他の金融・証券業を営む企業を獲得することが、当社グループの収益の積増し及び収益力の安定に資するものと考えています。

かかるM&Aを通じて安定した収益事業を構築することで、約 600 百万円程度の利益目標のうち、少なくとも年間 300 百万円程度の純利益の増加を意図しておりますが、そのためには、総額で 4,000 百万円程度の買収資金が必要となります（10 年前後の利益額を買収価格の水準とした場合）。

こうしたM&A案件に関する情報は、当社が独自に情報を収集することは極めて困難であり、一般的に、金融機関や仲介業者といったM&Aを専門的に扱う事業者を通じて提供されるため、当社は、多数の専門業者に対して積極的な購入意図がある旨を伝え、情報収集を行っています。しかしながら、案件が実現可能となった段階で資金調達を行うという姿勢では、当社が真剣に購入を検討していないと判断されたり、買手候補としての優先順位が低く設定されたり、また、金融機関や仲介業者といったM&Aを専門的に扱う事業者から、優良な案件情報を提供されない又は情報そのものが提供されないという入口における困難が生じてしまい、当社が希望するM&A案件を検討することすら困難な状況にあり

ます。

こうした状況を打破し、M&A市場における有力な買手候補として認識され、当社が希望する上記の建設業及び金融商品取引業を営む企業に関するM&A案件を検討するためにも、まず、大前提として、買収資金の調達ができている又は調達の目途が立っていることは必須と考えており、そのためにも、本第三者割当増資による資金の手当てが不可欠であると判断しています。

(5) 資金調達の方法の選定理由

事業資金の調達にあつては、案件が具体化し、必要な資金が明確となった後において、確定した資金使途を伴って実施されることが望ましいといえます。しかし、発電所プロジェクトの獲得及びM&A案件の獲得のいずれについても、案件が具体化した後に資金調達を検討したのでは、貴重なビジネスチャンスを逃してしまう可能性が高く、希望する案件を獲得することはできません。競合他社よりも迅速かつ確実な条件提示を行うことが肝要であり、交渉を優位に進めるためには、事前に投資資金が確保されていることが必須であり、少なくとも、資金調達の目途が立っていることが必要です。適時に、かつ、有利な条件による取引を実現するためにも、事前の資金確保は必要不可欠であると考えています。

かかる事前の資金調達を行う方法として、新株式の発行により資金調達を行う場合、発行と同時に資金調達を完了させることができるという利点が認められる反面、同時に希薄化が発生してしまうのに対して、新株予約権による場合は、段階的に払込みが可能であることから、急激な希薄化懸念は抑制され、株価への影響が軽減されることが期待できます。また、転換社債（新株予約権付社債）による場合、発行と同時に調達資金の全額が払い込まれるという利点が認められる反面、具体的な支出時期にかかわらず、社債に対する金利負担が避けられず、また、転換が進まない場合に社債の償還リスクを負うことになってしまうため、かかる転換社債との比較においても、新株予約権による資金調達は、今回の資金調達のように、支出時期が具体的に確定していない場合に適していると考えており、新株式の発行等に比べ優位性が認められると判断しました。

特に、発電所プロジェクトやM&Aに必要な資金は、先行投資となる一方で、案件の規模や収益化の時期などは不確定であることから、財務基盤の健全性を維持し、かつ、具体的な案件に対して適時に対応していくためには、資金需要が生じる都度、払込みを受けることも可能な新株予約権によることが望ましいと考えています。

なお、本新株予約権について、割当予定先に対して権利行使を請求できる権利等の合意はされていないため、市場株価が行使価額を下回っている場合には、期間満了までに又は資金需要が生じた適時に行使が行われず、予定した資金調達が十分に又は適切に行えない可能性が否定できません。この点について、割当予定先からは、株価が行使価額を上回っていることが望ましいが、仮に株価が行使価額を下回っている場合であっても、当社からの要請があった場合には、当社の資金状況、資金の必要性、具体的案件の内容、株価との乖離幅の程度等を斟酌し、将来的な株式価値の増加見込などを総合的に判断のうえ、権利行使を行うことも検討できる旨の説明を口頭で受けており、適時の資金調達を確実に保証

するものではないものの、払込みの見込みについて、一定程度の期待ができるものと判断しております。また、当社は、今回の資金調達を通じて、当社の株式価値を高めることを目的としており、当社が適切に事業を推進することが、当社株式の価格を高め、ひいては、権利行使の可能性を高めることに繋がると考えております。

なお、今回の資金調達の目的が、その支出時期も含めて、具体的に確定したプロジェクト又は案件ではないことから、銀行その他の金融機関からの借入等による間接金融を利用するには時期尚早であり、また、当社の財政状態等に鑑みれば、当社が希望する条件による一般投資家からの資金調達は実現困難であることから、銀行借入等の間接金融又は新株式等の公募増資による資金調達は妥当ではないと考えたことから、今回の第三者割当による調達方法を選択するに至りました。ただし、発電所の開発又はM&Aの実施に際しては、自己資金に加え、銀行借入等を併用することが予定されており、かかる意味における借入等を否定するものではありません。

上記の諸点を総合的に考慮のうえ、当社として、希薄化や株価への影響を最小化することが既存株主のために最も留意すべき点であることから、また、具体的な資金需要に応じた払込みも可能であり、かつ、新株発行と比較して、短期的な希薄化が生じにくい調達方法として、新株予約権が望ましい選択肢であるとの結論に至りました。

(6) 本新株予約権の特徴

本新株予約権の特徴は、次のとおりです。

<メリットとなる要素>

- ・ 本新株予約権は、発行当初から、行使価額が54円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動による行使価額の修正がありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から144,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動による希薄化率の増加がありません。

(注) 株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び目的株式数の双方が、本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

- ・ 段階的に払込みが可能であることから、新株式の発行により資金調達を行う場合と比較し、急激な希薄化懸念は抑制され、株価への影響が軽減されることが期待されます。
- ・ 本新株予約権には、10日以上連続する取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、いずれも当該各取引日において有効な行使価額の200%以上であった場合、当社が新株予約権を払込金相当額で取得できる旨の取得条項が付されるため、権利行使に対して、一定の促進効果が期待できます。

<デメリットとなる要素>

- ・ 全ての本新株予約権が行使された場合、合計144,000,000株の新株式が交付されるた

め、大規模な既存株式の希薄化が生じます。特に、短期間に集中して権利行使がされた場合、短期的に大幅な希薄化が生じることになります。

- ・ 本新株予約権について、割当予定先に対して権利行使を請求できる権利等の合意はされていないため、市場株価が行使価額を下回っている場合には、本新株予約権の行使が進まず、当社が希望する資金調達に十分に又は適時に行えない可能性があります。
(注) 割当予定先からは、株価が行使価額を上回っていることが望ましいが、仮に株価が行使価額を下回っている場合であっても、当社の資金状況、資金の必要性、具体的案件の内容、株価との乖離幅の程度等を斟酌し、将来的な株式価値の増加見込などを総合的に判断のうえ、権利行使を行うことも検討できる旨の説明を口頭で受けています。
- ・ 割当予定先は、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式について、市場への影響やインサイダー取引規制などに十分配慮するとしても、随時、売却する可能性があります。この場合、当社の株価が下落する可能性があります。

当社として、当社の事業及び資金用途に対する理解が得られる先からの資金調達が可能であるならば、中長期的に、当社の株式価値の向上に最も資するものであると判断し、また、今後の事業展開を進めることについても、従前からの友好的協力関係を継続することができるものと考えており、当社の収益性、将来性を高めるうえで、最良の選択であると考えております。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|-----------------|--------------|-----------------|
| 8,064,000,000 円 | 44,741,600 円 | 8,019,258,400 円 |

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(注2) 払込金額の総額は、資金調達の額は、新株予約権の発行価額の総額（288,000,000 円）に、全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合に行使に際して払い込むべき金額の総額（7,776,000,000 円）を合算した金額になります。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、上記金額は減少します。

(注3) 発行諸費用の概算額の内訳は、株主総会開催費、弁護士報酬、新株予約権の算定費用、本書作成費用、登録免許税、上場関係諸費用の合計金額となっております。ただし、登録免許税については、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な用途

| | 調達する資金の具体的な用途 | 支出予定額 | 支出予定時期 |
|---|---------------------|-----------|-----------------------------|
| ① | 太陽光発電事業に対する投資及び事業資金 | 4,000 百万円 | 平成 28 年 1 月～ 平成 32 年 3 月 |

| | | | |
|---|--------------------------|-----------|-----------------------------|
| ② | 企業買収、業務提携その他のM&Aに関する調査費用 | 288 百万円 | 平成 28 年 1 月～ 平成 30 年 1 月 |
| ③ | 企業買収、業務提携その他のM&A資金 | 3,731 百万円 | 平成 28 年 1 月～ 平成 30 年 1 月 |

(注 1) 上記の調達資金は、実際に使用されるまで銀行預金にて管理する予定です。

(注 2) 上記の資金使途のうち、②は新株予約権の発行時に払い込まれる金額に相当し、①及び③は新株予約権の行使に際して払い込まれる金額に相当します。これらのうち①及び③については、案件が具体的に獲得でき次第、①又は③のいずれかを問わず資金を充当する予定であり、両者の間に資金充当に関する優先順位は設けていません。

(注 3) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合、上記調達金額は減少します。かかる場合、手元資金若しくは借入金による充当又はM&Aについては株式交換による取得等を検討しますが、これらによっても資金が不足する場合には、上記の資金使途の金額の変更を含め、調達できた金額の範囲内において、具体的に確保できた①又は③に係る案件に関して、可能な範囲で充当する予定です。

① ソーラー事業

調達した資金のうち 4,000 百万円については、太陽光を利用した発電所開発事業への投資及び事業資金を使途としたものです。具体的には、調達する資金を原資として、太陽光を利用した発電所の建設プロジェクトに対する投資を行うことによって、開発した発電所を他の事業者又は投資家等に売却することで開発利益を得ること、また、当社において当該発電所を保有・運用し、電力会社に対して電力を売却することで売電収入を得ることを予定しております。

『2. 募集の目的及び理由』に記載のとおり、平成 26 年 3 月期における連結当期純利益と同水準の安定した利益(約 600 百万円程度)の積増しを実現するために、今回、進行中のプロジェクトとは別に、新たに 40MW、事業総額として 14,000 百万円程度(投資金額として 4,000 百万円、利益では 320 百万円程度)の太陽光発電所の開発を予定しています。

ソーラー事業に対する参入投資の方法としては、一般的に、事業会社自身が資金を投じて、自社で発電事業を行う方法と、特別目的会社(株式会社、合同会社、特定目的会社等)を設立し、当該会社において、各種許認可並びに用地及び発電設備を保有させることで発電事業を行う方法の 2 つに分けられます。具体的な投資形態や方法については、各プロジェクトの組成スキームに応じて決定されるものですが、当社としては、基本的な方針として、特別目的会社を通じた発電事業に対する株式出資、匿名組合出資、優先出資等の方法による事業参加を予定しています。

また、太陽光発電所の開発を行う場合、事業用地、太陽光パネル等の発電設備を含めた事業資金が必要とされますが、かかる事業資金のうち、60～70%程度については、金融機関からの借入等によって調達することができる場合もあります。当社としても、資金効率の観点から、できる限り、金融機関からの借入等を併用することを希望して

いますが、具体的案件の内容によっては、事業資金の全額を当社が出損する場合があります。

なお、かかる事業における各プロジェクトの出口戦略としては、当社が継続保有・運用することによって継続的な売電収入を得ることを想定しています。ただし、プロジェクトの収益状況や価格によっては、①建設終了後、売電開始前に、主にグリーン減税を主目的とする購入希望者へ売却することや、②安定稼働後における投資運用先としての購入希望者（機関投資家を含みます。）へ売却することも想定されます。

かかるソーラー事業において、当社が希望するプロジェクトの内容及び規模等に関しては、以下の条件を充足するものを基本的なターゲットとして考えています。他方、現在、複数の発電所プロジェクトを候補として検討を進めていますが、現時点において具体的な合意に至っているわけではありません。そのため、1MWにつき年間 8～10 百万円程度という一般的な収益予想は可能ですが、具体的な案件を基礎とした今後の事業計画や収益予測を記載することはできません。今後、具体的な案件が成立・確定した場合には、速やかに開示します。

(太陽光発電事業)

| | 高圧プロジェクト | 特別高圧プロジェクト |
|-------|---------------------|----------------------|
| 投資案件数 | 5～10 件 | 1～3 件 |
| 発電規模 | 合計 10MW 程度 | 合計 30MW 程度 |
| 開発地域 | 東北・東京・中部・関西電力エリアを中心 | 東京・関西・中部・中国電力エリアを中心 |
| 事業主体 | 当社が設立する特別目的会社 | 当社及び共同事業者が設立する特別目的会社 |
| 事業総額 | 3,000 百万円 | 9,000 百万円 |
| 投資金額 | 900～1,200 百万円 | 2,700～3,600 百万円 |
| 収益指標 | 想定 IRR8%前後 | 想定 IRR8%前後 |
| 事業化時期 | 平成 28 年度 | 平成 28 年度～平成 32 年度 |

(注 1) 投資案件数とは、本第三者割当による調達資金による投資を予定している太陽光発電所プロジェクトとしての発電所の数を指しています。

(注 2) 事業総額とは、太陽光発電所プロジェクトとしての個別案件ごとの必要事業費の総額を指しています。かかる事業総額のうち、60～70%程度は銀行借入等により調達することを想定しており、残りの 30～40%程度を当社による投資金額として支出することを想定しています。

(注 3) 想定 IRR とは、発電所を 20 年間所有することを前提として、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) が保有する日射量データベースに依拠した当社ビジネスプランによるキャッシュフローに基づき算出した内部収益率を指しています。

② M&A 等に関する調査費用

調達した資金のうち 288 百万円については、将来における企業買収、業務提携その他の M&A のための初期的な活動として、候補先の選定、企業調査（財務・法務等に

関する調査)のための費用、仲介手数料その他の専門業者に対して支払う費用として使用する予定です。

近年、M&A等の手法は多彩を極めており、対象となる候補先に関する情報収集、候補先の選定のみならず、候補先との交渉、M&Aに関する手続等について、専門家によるサポートを欠くことはできません。また、M&A等を実施する際には、候補先に対する法務・会計・税務面における事前調査を行う必要があります。これらの先行する費用は、具体的な案件の有無又は成否にかかわらず、常に必要であり、かつ、より望ましい条件・内容によるM&Aを実現するために不可欠の費用と考えています。

『2. 募集の目的及び理由』に記載のとおり、M&A市場における有力な買手候補として認識され、具体的なM&A案件を検討するためにも、金融機関や仲介業者といったM&Aを専門的に扱う事業者から、優良な案件情報を収集する必要があります。そのためには、こうした事業者に対して、調査費用、仲介手数料等を支払う必要があるとともに、具体的な案件の検討過程においては、弁護士、公認会計士等の専門家による企業調査のための費用も必要となります。

当社は、過去の実績や入手した他社事例などの情報から、こうした費用について、M&Aに要する買収価格の5～8%程度と見積もっており、したがって、本第三者割当により調達する資金のうち、新株予約権の発行時に払い込まれる金額をもって、かかる先行費用に充当することを予定しています。

③ M&A資金

調達した資金のうち3,731百万円については、将来における企業買収、業務提携その他のM&Aのための資金として使用する予定です。

上記『2. 募集の目的及び理由』に記載のとおり、当社は、今後も安定した収益を確保し続けるために、また、将来の企業成長を期するために、M&Aを有力な手段として位置付け、継続的に候補企業の発掘・模索を行っていくことが必要であると考えています。

『2. 募集の目的及び理由』に記載のとおり、当社は、平成24年以降、M&Aによる事業ポートフォリオの拡充に積極的に取り組んでおり、これらによって、マンション分譲事業に依存した収益構造から、ハウズビルダーとしての株式会社ササキハウス、投資顧問及び不動産業の株式会社プロスペクト（平成26年10月1日をもって当社が吸収合併）、建設業の機動建設工業株式会社を擁するに至り、平成27年3月期における売上構成において、マンション分譲29.7%に対して、建設事業が49.5%を占めるまでに至りました。

しかしながら、上記の各子会社が営む事業は、当社グループにおける安定した主力事業として収益の柱といえる水準には達しておらず、引き続き、かつ、継続的に、積極的なM&Aによって事業基盤の拡充を図っていく方針であります。M&Aを通じて安定した収益事業を構築するためには、少なくとも年間3億円程度の純利益の増加を目標としており、そのためには、総額で40億円程度の買収資金が必要となります（利益率を8%程度とした場合）。

かかるM&Aによる事業基盤の拡充は、安定した収益力の確保を目的としたものであることから、M&Aの候補先及び希望する規模等に関しては、以下の条件を基本的な考え方としています。他方、現時点において、具体的な案件が進行している又は合意に至っているわけではないため、今後の事業計画や収益予測を記載することはできません。今後、具体的な案件が成立・確定した場合には、速やかに開示します。

| | |
|--------|---|
| 取引形態 | <ul style="list-style-type: none"> 株式譲渡、事業譲渡、合併、資本業務提携等を基本とする。 100%子会社等の完全支配に固執しない。 |
| 対象企業 | <ul style="list-style-type: none"> 総合建設業又は金融・証券業を営む企業のいずれかとする。ただし、案件規模によっては、双方の企業を対象とすることも選択肢とする。 現在における当社グループ事業との関連性が認められ、かつ、シナジー効果が期待できる事業分野であること。 現在の事業ポートフォリオとは異なる強み、ポテンシャルをもつ業種であること。 収益等に対する直接的な効果が期待できる場合に限らず、グループの収益構造の安定化が実現できることを目的とする。 |
| 案件規模 | <ul style="list-style-type: none"> 直接的か否かを問わず、当社グループに対して、少なくとも純利益3億円程度の効果が期待できること。 |
| 経営関与 | <ul style="list-style-type: none"> 取締役の派遣等は最低限とし、既存の経営を尊重する。 |
| 価格水準 | <ul style="list-style-type: none"> 合計40億円程度の投資金額を基本とし、十分な投資リターンが得られ、キャッシュフローベースで合理的な年数で投下資金の回収及びのれんの償却が可能な価格水準とする。 価格については、外部機関による第三者評価の範囲内であることを基本とする。 |
| 取得後の方針 | <ul style="list-style-type: none"> 特定の出口戦略は想定しない(キャピタルゲインを主目的としない)。 投資期限等の期間設定は行わず、長期的に、グループの事業ポートフォリオの拡充と収益の安定化を図る。 |

なお、上記のとおり、現時点において確定した案件はありませんが、M&A資金の支出時期は、本第三者割当の直後である平成28年1月から平成30年1月と設定しています。仮に、かかる予定期間内において、当社が希望する条件のM&A案件が成立に至らなかった場合であっても、引き続き、M&A案件の発掘・選定を継続し、具体的な案件が成約した段階で、資金を充当する意向です。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

発電所プロジェクトを当社の事業として獲得するためには、事前の事業資金の確保が必須であり、交渉を優位に進めるためにも、投資資金の手配が完了していることが必要です。今後の協議・交渉を有利に進め、プロジェクトの獲得・着工を迅速に行い、収益機会を逸することなく、今後の事業展開における当社の与信力・優位性を確保することが、早期の事業化を促進することに寄与することからも、現時点において、事業資金を調達することが最良の選択であると判断しました。

また、M&Aの実施に際して、当社が希望する案件を獲得するためにも、競合他社よりも迅速かつ確実な条件提示を行うことが肝要であり、交渉を優位に進めることが可能となります。こうした条件の中でも最も重要な要素が買収資金であり、具体的な案件の検討を開始してから資金調達を検討したのでは、貴重なビジネスチャンスを逃してしまう可能性が高く、当社が希望する案件を獲得することはできません。また、資金が確保されていない状況での交渉は極めて困難であり、適時に、かつ、有利な条件によるM&Aを実現するためにも、今回の資金調達は必要不可欠であると判断しました。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価格の算定根拠

本新株予約権の行使価額は、取締役会決議日の直前3か月間（平成27年8月17日から平成27年11月16日まで）の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）の単純平均値（VWAPが算出されない日は除きます。）である54.66円を基準として割当予定先であるPJFとの協議を行い、1株につき54円（直前営業日終値53円）に対して1.89%のプレミアム）、発行価格は1株につき2円（新株予約権1個につき200,000円）としました。

行使価額については、当社株式の市場における出来高、株価変動の状況及び程度等を勘案し、一時的な相場変動による影響を受ける取締役会決議日直前日の単日の終値等を基準とするよりも、一定期間の平均値を採用する方が合理的であり、かつ、その場合であっても、取締役会決議日に近接した短期間ではなく、ある程度の期間の方が望ましいと考え、取締役会決議日の直前3か月間（平成27年8月17日から平成27年11月16日まで）の各取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）の単純平均値（VWAPが算出されない日は除きます。）である54.66円を基礎として、割当予定先であるPJFとの協議のうえ1株につき54円（新株予約権1個につき5,400,000円）としました。他方、直近において、かかる平均株価を上回るほどに株価が上昇した場合において、かかる上昇分を考慮しないことは合理的ではないことから、かかる直前の上昇についても一定の考慮を加えるべきであるとの判断に基づき、かかる平均株価が、取締役会決議日の直前取引日の終値の90%に相当する価格を下回っている場合には、当該90%に相当する価格とすることに決定しました。

その結果、直前3か月間のVWAPは54.66円、直前取引日の終値（53円）の90%が47.7円であったことから、直前3か月間のVWAPである54.66円を基礎として行使価額を決定することとしました。

また、当社は、本新株予約権の発行価格の決定に際して、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルータスコンサルティング（本店所在地：東京都千代田区霞が関三丁目2番5号／代表取締役：野口真人）に価値算定を依頼しました。同社は、本新株予約権に関して、市場株価、配当率、権利行使期間、無リスク利率、株価変動値その他

本新株予約権の条件を踏まえ、株式オプションに関する一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の公正価値を算定しました。

なお、かかる算定においては、株価が権利行使価格を上回っている場合、割当予定先が本新株予約権を随時行使したうえ、行使によって得られる株式を売却（平均売買出来高の約10%を目処）することを前提としています。また、割当予定先が1度に行う権利行使の数は1回当たり3個（300,000株）とし、行使により得られる株式を全て売却した後、次の権利行使を行うこと、取得条項に定める発動水準に該当した場合には、当社は取得条項を発動し、割当先は取得日までに前述の行使・売却を行ったうえ、取得日に当社が残存する本新株予約権の取得を実施することなど、割当予定先の行動について一定の前提を設定しています。かかる前提については、本新株予約権の価値を最大利用するために合理的と判断される行動として、具体的な計算シミュレーションを実施するために設定されているものであり、割当予定先における実際の権利行使又は売却とは必ずしも一致しない可能性があります。当社は、資金使途である各案件をできる限り早期に実現したいという意向を有していることから、随時行使という早期に行行使が完了し得る割当先の行動に関する前提については、本新株予約権の公正価値の算定に悪影響を与えるものではないと判断しております。

そのうえで、当社は、割当予定先との合意により本新株予約権の発行価格を1個につき200,000円（1株につき2円）と決定しましたが、同社が算定した公正価値（1個につき65,000円）との比較において、本新株予約権の発行価格（1個につき200,000円）が、上記のとおり算定された公正価値を下回る水準ではなく、割当予定先にとって特に有利な条件には該当しないと判断しております。

また、当社は、本新株予約権の発行価格、行使価額その他の発行条件の適法性について、熊谷・田中・津田法律事務所（所在地：東京都港区赤坂三丁目21番20号赤坂ロングビーチビル2階）に対して、本新株予約権の公正価値の算定方法の妥当性、前提とした本新株予約権に関する諸条件の妥当性等についての検討を依頼しました。当社は、熊谷・田中・津田法律事務所から、本書及び上記算定機関の作成に係る評価報告書その他の必要書類を検討のうえ、本新株予約権の発行が、割当予定先にとって特に有利ではないとの当社の判断を含め、法令に適合するものであり、特段の法令違反はなく、妥当である旨の意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名（いずれも会社法上の社外監査役）からは、本新株予約権の発行条件並びに上記の算定結果及び法律意見を踏まえ、本新株予約権の発行条件が割当予定先にとって特に有利ではなく適法であると判断した旨の意見表明を受けております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により新たに発行される可能性がある株式数は、最大で144,000,000株であり、平成27年9月30日現在の発行済株式総数163,360,086株（議決権総数162,879個）に対して、88.15%（議決権比率88.41%）の希薄化を生じることになります。

希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は、株主の意思確認を実施することとし、平成27年12月16日開催予定の臨時株主総会において、判断いただくこととしています。

なお、当社は、本新株予約権の発行による資金調達について、以下の各観点から、発行数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しています。

- ① 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、『3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期－(2) 調達する資金の具体的な使途』に記載のとおり、事業ポートフォリオの拡充による安定した収益基盤の確保であり、一時的に大幅な希薄化を生じさせてしまうものの、当社グループ全体の収益基盤の強化、安定した投資リターンを確保を目的としていることからすれば、中長期的な観点において、かかる希薄化を上回る企業価値の増加が期待でき、既存株主の株式価値の向上につながると考えられること。ただし、これは、当社が希望する太陽光発電所又はM&Aに係る案件が獲得できることを前提としたものであり、案件が獲得できず、予定した資金使途としての充当ができない場合、かかる希薄化を上回る企業価値の増加が生じない可能性があります。
- ② 当社株式の過去1年間の1日当たりの平均売買出来高は7,909,934株であり、継続的に一定の流動性を有しております。本新株予約権の全てが行使された場合に発行される株式数は、最大で144,000,000株ですが、本新株予約権の行使期間である5年間で順次売却されると仮定した場合の1日当たりの売却数量は約115,226株となり、かかる1日当たりの平均売買出来高の1.46%に留まることから、市場での消化は十分に可能であると考えられること。
- ③ 希薄化の規模からして、当社株式の株価に一定程度の影響を与える可能性は否定できないものの、割当予定先は、株式の売却を行う場合であっても、市場への影響やインサイダー取引規制などに十分配慮することを確認していること。
- ④ 本新株予約権について、行使価額の期中修正や取得請求権など、特別の条件は設定されておらず、発行される予定株式数に変動が生じることがないこと。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(割当予定先)

| | |
|-----------|--|
| 名 称 | プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド (The Prospect Japan Fund Limited) |
| 所 在 地 | Trafalgar Court, Les Banques, St Peter Port, Guernsey, Channel Islands, U.K. |
| 設 立 根 拠 等 | ガンジー法に基づく有限責任会社 |
| 組 成 目 的 | 日本国内株式に対する投資を目的とする会社型ファンド |
| 組 成 日 | 1994年11月18日 |

| | | |
|-----------------------------|--|---|
| 出資の総額 (平成27年9月30日現在) | 112,929,905.14米ドル | |
| 出資者・出資比率 ・出資者の概要 (注1) | 1. ラザード・アセット・マネジメント 23.03% (Lazard Asset Management) (平成27年5月29日現在) 2. 1607 キャピタル・パートナーズ 20.11% (1607 Capital Partners) (平成27年9月23日現在) 3. シージー・アセット・マネジメント 16.34% (CG Asset Management) (平成26年12月31日現在) | |
| 国内代理人の概要 | 名 称 | 香港上海銀行 (HSBC ホールディングス plc) カストディ アンド クリアリング |
| | 所 在 地 | 東京都中央区日本橋 3-11-1 HSBC ビル ディング |
| | 代表者の役職・氏名 | 日本における代表者 ケーバー・マククリーン |
| | 事 業 内 容 | 銀行業務 |
| | 資 本 金 (平成27年6月30日現在) | 97.58億米ドル |

(注1) 割当予定先の出資者の出資比率については、『ラザード・アセット・マネジメント』及び『1607
キャピタル・パートナーズ』から、大株主に関する報告書を受領しているため、両社につい
ては、直近の決算期である平成26年12月31日後における最新の出資比率を記載しています。

(注2) 割当予定先、その役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないこ
とについて、当該ファンドに係る投資権限を有する PAMI から確認書の提出を受けることによ
って確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(インベストメント・アドバイザー)

| | |
|---------------------|--|
| 名 称 | プロスペクト・アセット・マネジメント・インク (Prospect Asset Management, Inc.) (PAMI) |
| 所 在 地 | 410 Atkinson Drive Suite 434, Honolulu, HI 96814 U.S.A. |
| 国内の主たる事務所 | 東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番8号 株式会社プロスペクト 代表取締役常務 田端 正人 |
| 代表者の役職・氏名 | チーフ・インベストメント・オフィサー カーティス・フリーズ |
| 事 業 内 容 | 日本株運用の証券投資顧問業務 |
| 資 本 金 (本日現在) | 1,301,518米ドル |
| 出資者・出資比率 ・出資者の概要 | 当社.....100% |

(注1) PAMI は、割当予定先との間で投資顧問契約又は投資一任契約を締結して、インベストメン
ト・アドバイザーとして、その運用権限の委託を受けていますが、かかる PAMI との間の投資
一任契約は、割当予定先の投資家の資産運用を目的とする運用委託契約であり、割当予定先
を支配することを目的とした契約ではありません。

(注2) インベストメント・アドバイザーである PAMI、その役員又は主要株主（主な出資者）が反社
会的勢力等とは一切関係がないことについて、当該ファンドに係る投資権限を有する PAMI
から確認書の提出を受けることによって確認しています。

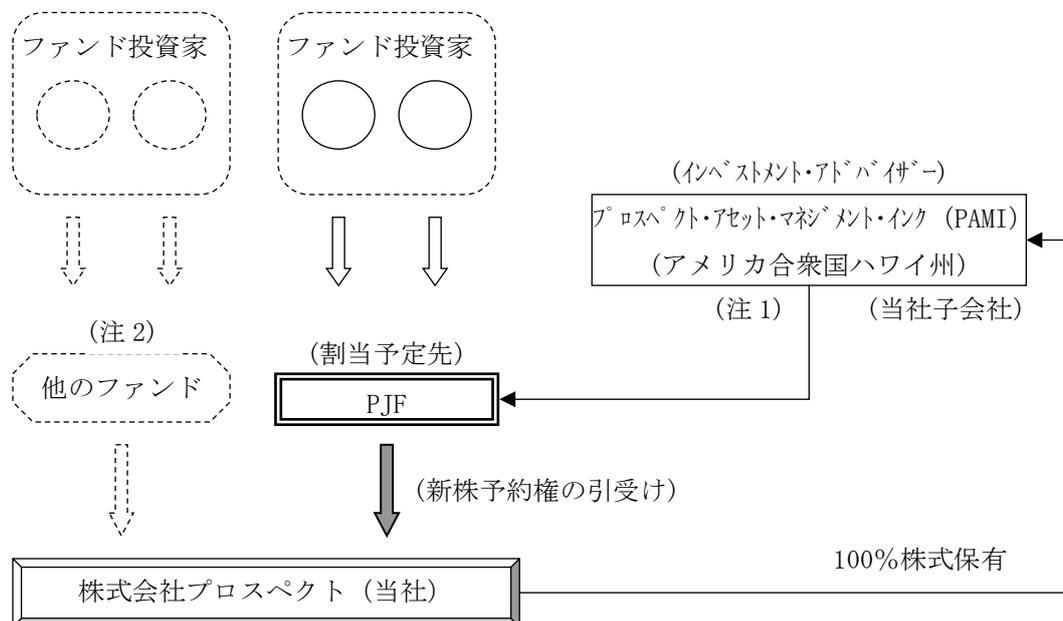
(当社との関係)

| | | |
|-----------------------|------|---|
| 割当予定先の関係 | 資本関係 | 割当予定先は、平成27年10月31日現在、1,566,000株の当社株式を保有しています。 |
| | 人事関係 | 該当事項なし |
| | 資金関係 | 該当事項なし |
| | 技術関係 | 該当事項なし |
| | 取引関係 | 該当事項なし |
| インベストメント・アドバイザーとの間の関係 | 資本関係 | PAMI は、割当予定先のインベストメント・アドバイザーとして、平成27年10月31日現在、割当予定先が保有する1,566,000株の当社株式を運用しております。 当社が、インベストメント・アドバイザーの全ての株式を保有しています。 |
| | 人事関係 | 当社代表取締役であるカーティス・フリーズが当該インベストメント・アドバイザーのチーフ・インベストメント・オフィサーを兼務しています。 |
| | 資金関係 | 該当事項なし |
| | 技術関係 | 該当事項なし |
| | 取引関係 | 該当事項なし |

(注) PAMI は、割当予定先との間で投資顧問契約又は投資一任契約を締結して、インベストメント・アドバイザーとして、その運用権限の委託を受けていますが、かかるPAMI との間の投資一任契約は、割当予定先の投資家の資産運用を目的とする契約であり、割当予定先を支配することを目的とした契約ではありません。また、割当予定先の保有株式に対する議決権の行使については、外部の議決権行使助言機関に委託し、その勧告に依拠しているのが実務運用です。かかる事実関係から、インベストメント・アドバイザーであるPAMI は、割当予定先に係る投資運用に関する実質的な意思決定を行っているものの、割当予定先は、当社又はPAMI の子会社に該当するものではありません。割当予定先の実態に関する詳細については、後記(5)「割当予定先の実態」をご参照ください。

(2) 割当予定先を選定した理由

今回、割当予定先として選定したプロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド（以下「PJF」といいます。）及びそのインベストメント・アドバイザーであるPAMI（プロスペクト・アセット・マネジメント・インク (Prospect Asset Management, Inc.)）との関係は、以下のとおりです。



(注1) PJFは、PAMIをインベストメント・アドバイザーに任命しており、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、各ファンドが保有する株式その他の有価証券等（本第三者割当により割り当てられる本社債を含みます。）に投資するために必要な権限を委託しています。

(注2) PAMIは、当社の株式を保有する他の複数のファンドのインベストメント・アドバイザーに任命されており、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、各ファンドが保有する株式その他の有価証券等に投資するために必要な権限を委託されています。

PJFは、平成6年12月20日にロンドン証券取引所に上場しており、日本国内株式に重点的に投資を行うことを目的に組成されたファンドであり、欧米の機関投資家やファンド・オブ・ファンズなどを主たる投資家とするファンドを通じて出資された資金の運用として、国内の企業を始め、REITなど幅広い投資を行っております。ファンドとしての資産入替等の様々な理由による売買等により、その保有株式数は変動しているものの、純投資及び状況に応じて重要提案を行なうことを保有目的として、現在に至るまで一貫して当社株式を継続保有しています。また、平成23年9月28日を払込日とする普通株式280百万円の第三者割当のうち24.5百万円（255.5百万円については、PAMIがインベストメント・アドバイザーを務める他のファンドが引き受けています。）を、平成25年8月26日を払込日とする転換社債型新株予約権付社債615百万円の第三者割当を、平成26年11月26日を払込日とする転換社債型新株予約権付社債3,000百万円を、それぞれ引き受けた実績も有しています。

当社は、マンション・ディベロッパー大手であった大京グループと提携することにより、同社のグループ企業として不動産事業を営んで参りましたが、平成19年5月をもって、株式譲渡により、同グループを離れ、自主独立の経営を開始いたしました。その際、株式会社大京が保有していた当社株式を購入することにより、新たな筆頭大株主となったのが、PAMIが運用する複数のファンドであり、PJFは、かかるファンドの1つです。また、かか

る投資に留まらず、当社代表取締役であるカーティス・フリーズが、PAMI のチーフ・インベストメント・オフィサー（最高投資責任者）であるという人的関係も有しており、短期的な投資ではなく、当社の事業目的や経営方針を理解したうえでの戦略的な継続投資をいただいているものと理解しています。

本第三者割当の資金使途は、当社の事業ポートフォリオの拡充による安定した収益基盤の確保という中長期的視点に立った資金であり、短期的には、その効果が得られないことが予想され、中長期的な資金使途、また、これを前提とした当社の事業目的や経営方針に対する理解が得られる先からの資金調達が最も望ましいと考え、大京グループを離れて以来、当社に対して継続的に投資いただいている各ファンドの運用権限を有する PAMI に対して、平成 27 年 10 月、新たな資金調達について打診のうえ検討を依頼したところ、PAMI が運用する複数のファンドとの間で検討を行った結果、同年同月に、PAMI から、PJF において、前向きに、かつ、具体的に検討可能であるという回答を得たことから、同年同月から、今回の資金調達について協議及び交渉を重ねてきました。

当社として、当社の事業及び財務状況等に対する理解が得られる先からの資金調達が可能であるならば、事業ポートフォリオの拡充による安定した収益基盤の確保に資するものであり、当社グループ全体の収益基盤の強化、安定した投資リターン確保が見込まれることから、中長期的な観点において、当社の株式価値の向上に最も資するものであると判断し、また、今後の事業展開を進めることについても、従前からの友好的協力関係を継続することができるものと考え、本新株予約権を割り当てることとしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付される株式に関して、割当予定先である PJF との間において、特段の譲渡制限に関する合意を行っていません。

当社は、本第三者割当の検討を開始した平成 27 年 10 月の段階から、PJF が、原則として、当社に対する投資を継続する方針である旨を口頭で確認していますが、かかる継続投資という PJF の方針は、本新株予約権の行使により交付される株式又はその他の保有株式の売却を行わないということの意味するものではありません。PJF は、本新株予約権に関して、その時々における株価に照らして権利行使が合理的と判断される場合には随時行使を行うことを表明しており、また、投資家に対する利益還元というファンドとしての目的、含み益の実現、運用財産の入替えその他の理由により、市場への影響やインサイダー取引規制などに十分配慮しつつも、本新株予約権の行使により取得した当社株式の売却を含めた株式売買を継続的に行う方針である旨を表明しています。上記のとおり、PJF は、現在に至るまで継続的に当社株式を保有しており、当社に対する投資については概ね 5%を目途とした保有を継続する方針である旨を口頭で表明していますが、その過程においても、当社株式の売却及び購入を複数回行ってきています。

したがって、かような売買等により、一時的な保有株式数の変動は生じるものの、これを理由として、今後も長期的に当社に対する株式投資を継続する意向であるという PJF の方針及びこれに対する当社の認識に影響を与えるものではありません。

なお、当社は、PJF が、①議決権保有割合が 20%以上となる又は PJF が当社の『その他

の関係会社』に該当することとなる権利行使を行わないこと、②議決権保有割合が10%以上となる権利行使を行わないよう合理的に努力することについて、PJFとの間で平成27年11月16日付け書面をもって合意しており、また、PJFから、株式の保有を通じて当社の経営支配の意図を有していないことについて、同書面による表明を受けております。

(4) 払込みの確実性

割当予定先は、ロンドン証券取引所に上場しており、平成26年12月31日付け財務諸表及びPJFの管理会社(Northern Trust International Fund Administration Services (Guernsey) Limited)が作成した平成27年10月30日現在における割当予定先の保有資産に関する報告書から、総資産、純資産、保有現預金等の状況を確認し、払込みに要する資金が十分確保されていることを確認しており、また、平成27年11月16日に、PAMIを通じて、必要な現預金は確保されており払込期日における払込みに問題はない旨の報告を受けております。払込みのための送金についても、特段の規制を受ける送金ではなく、また、過去に複数回の送金を受けた実績もあることから、問題はないものと判断しております。

(注) PJFは、投資家に対する公平性を保つために、第三者機関である管理会社に対して、ファンドとしてのPJFの事務管理を委託しており、基準価格や運用実績の計算、IR、資産状況の報告、支払事務等を行っています。上記保有資産に関する報告書は、かかる管理会社が定期的に作成する貸借対照表であり、PJFの最新の財務状況を知ることができます。

したがって、割当予定先による本新株予約権の全額の引受け及び払込みについて、資金的な問題はないものと判断しております。

なお、割当予定先は、平成26年9月12日付け取締役会決議に基づく総額30億円の転換社債型新株予約権付社債の引受けに関して、払込みを行うことができなかったという経緯がありますが、かかる払込の不実施は、単一銘柄に対する投資割合が一定の水準を超過する場合、投資主総会における承認を必要とするという、PJFが上場しているロンドン証券取引所における手続が履践できていなかったことによるものです(当社は、割当予定先に払込みに必要な資金が確保されていたことを確認していました。)。本第三者割当におけるPJFによる払込みは、PJFとの間で平成27年11月16日付け書面をもって議決権保有割合が20%以上となる権利行使を行わない旨を合意していることから、かかる規制水準に達することはなく、本第三者割当に関する割当予定先における払込みに特段の疑義を生じさせるべき事情ではないと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

割当予定先であるPJFは、日本国内における不動産投資法人(J-REIT)及び不動産関連企業の株式に対して重点的に投資を行うことを目的として組成されたファンドです。PJFは、欧米の機関投資家やファンド・オブ・ファンズなどを主たる投資家とするファンドを通じて出資された資金の運用として、当社に対する投資のほか、国内外の不動産会社、REITその他の企業に対して幅広い投資を行っております。

PJFは、平成23年9月に実施した普通株式の第三者割当並びに平成25年8月及び平成

26年11月に実施した転換社債型新株予約権付社債の第三者割当を引き受けた実績を有しているだけでなく、過去には、インヴィンシブル投資法人（本店所在地：東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー／執行役員：福田直樹）、日本賃貸住宅投資法人（本店所在地：東京都港区新橋六丁目16番12号京阪神御成門ビル9階／執行役員：トシヤクロダ・東野豊）、株式会社ロジコム（本店所在地：東京都東大和市立野二丁目1番地3／代表取締役：本荘良一）、株式会社アーバネットコーポレーション（本店所在地：東京都千代田区二番町5番地6 あいおいニッセイ同和損保二番町ビル7階／代表取締役：服部信治）、あかつきフィナンシャルグループ株式会社（本店所在地：東京都中央区日本橋小舟町8番1号ヒューリック小舟町ビル9階／代表取締役：島根秀明）等による第三者割当増資を引き受けるなど、国内不動産に関連した企業及びREITに対して、非常に豊富な実績を有しています。

また、かかるPJFのインベストメント・アドバイザーとして投資運用権限を有するPAMIは、当社の完全子会社として、日本株式の調査・運用及び自社ファンドの設立・運用を主たる事業としています。PAMIは、投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、PJFが保有する株式その他の有価証券等（本第三者割当により割り当てられる本新株予約権を含みます。）に投資するために必要な権限を有しており、割当予定先に係る実質的な意思決定を行っている運用会社に相当します。

しかしながら、当社株式を含むPJFの保有株式に係る議決権についてはPJF自身が保有しており、インベストメント・アドバイザーであるPAMIには、当社株式に係る議決権行使を行う権限が付与されておりません。PJFの保有株式に係る議決権の行使については、外部の議決権行使助言機関に委託のうえ、その勧告に依拠しているが実務運用であり、PJFが独自の意思をもって行使していないのが実態です。かかる事実関係から、インベストメント・アドバイザーであるPAMIは、PJFに係る実質的な意思決定を行っているものの、割当予定先は、当社又はインベストメント・アドバイザーの子会社に該当するものではありません。ただし、本新株予約権の権利行使の結果、PJFが当社株式に係る議決権に対する一定割合を保有するに至った場合には、当社の『その他の関係会社』に該当する可能性があります。かかる場合には、該当後、速やかに公表します。

なお、割当予定先、その役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力等とは一切関係がないことについては、割当予定先の資産状況の報告、支払事務等を委託している上記管理会社において、反社会的勢力に関する米国財務省外国資産管理局及び英国財務省において管理されているデータベースと照合するとともに、犯罪収益に関する刑事法規に基づく本人確認手続、反社会的勢力等との取引に関する報告制度を通じて確認を行っており、また、割当予定先に係る投資権限を有するPAMIにおいて、割当予定先の主要な株主（又はファンドである株主のファンド・マネジャー）と個別面談を行うことにより、PAMI及び割当予定先並びにそれぞれ役員及び出資者が、反社会的勢力等と一切の関係がない旨を確認のうえ、かつ、PJF及びPAMIから、その旨の平成27年11月16日付け確認書の提出を受けることによって確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

8. 募集後の大株主及び持株比率

| | |
|-------------------|-------|
| 募集前（平成27年9月30日現在） | 募 集 後 |
|-------------------|-------|

| | | | |
|--|-------|--|--------|
| 株式会社 SBI 証券 | 5.28% | プロスペクト ジャパン ファンド ド リミテッド (常任代理人 香 港上海銀行東京支店) | 48.00% |
| 日本証券金融株式会社 | 4.36% | 株式会社 SBI 証券 | 2.81% |
| プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド (常任代理人 香港上 海銀行東京支店) | 2.17% | 日本証券金融株式会社 | 2.32% |
| オリックス株式会社 | 2.08% | オリックス株式会社 | 1.11% |
| 荘内証券株式会社 | 1.34% | 荘内証券株式会社 | 0.72% |
| カブドットコム証券株式会社 | 0.64% | カブドットコム証券株式会社 | 0.34% |
| プロスペクト取引先持株会 | 0.63% | プロスペクト取引先持株会 | 0.34% |
| マネックス証券株式会社 | 0.62% | マネックス証券株式会社 | 0.33% |
| 野村證券株式会社 野村ネット&コー | 0.61% | 野村證券株式会社 野村ネット&コー | 0.33% |
| 松井証券株式会社 | 0.60% | 松井証券株式会社 | 0.32% |

(注1) 募集前の大株主及び持株比率は平成27年9月30日時点の株主名簿を基準として記載しております。(注2) 本新株予約権が、発行と同時に全て行使されたと仮定した場合に交付される株式数(144,000,000株)を加算して計算しております。

(注3) プロスペクト ジャパン ファンド リミテッドから、平成27年10月31日現在の同社の保有所有株式は1,566,000株(持株比率0.96%)である旨の任意の報告を受けています。かかる株式数を前提とした場合、割当後の所有株式数は145,566,000株、割当後の持株比率は47.36%となります。

9. 企業行動規範上の手続

本新株予約権の行使により新たに発行される可能性がある株式数は、最大で144,000,000株であり、平成27年9月30日現在の発行済株式総数163,360,086株(議決権総数162,879個)に対して、88.15%(議決権比率88.41%)の希薄化を生じることになります。

希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続を要することとなりますが、当社は、株主の意思確認を実施することとし、平成27年12月16日開催予定の臨時株主総会において、判断いただくこととしており、本第三者割当による新株予約権の発行は、かかる株主総会において、普通決議による承認が得られることを条件としています。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(連結)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 | 平成27年3月期 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 連結売上高 | 10,915百万円 | 11,699百万円 | 16,621百万円 |
| 連結営業利益 | 321百万円 | 419百万円 | 958百万円 |
| 連結経常利益 | 162百万円 | 376百万円 | 1,033百万円 |
| 連結当期純利益 | 188百万円 | 606百万円 | 816百万円 |
| 1株当たり連結当期純利益 | 2.85円 | 6.72円 | 7.11円 |
| 1株当たり連結純資産 | 60.52円 | 63.20円 | 68.70円 |

(単体)

| | 平成 25 年 3 月期 | 平成 26 年 3 月期 | 平成 27 年 3 月期 |
|--------------------|--------------|--------------|--------------|
| 売 上 高 | 9,157 百万円 | 8,840 百万円 | 5,785 百万円 |
| 営 業 利 益 | 165 百万円 | 420 百万円 | 84 百万円 |
| 経 常 利 益 | 19 百万円 | 426 百万円 | 375 百万円 |
| 当 期 純 利 益 | 5 百万円 | 408 百万円 | 150 百万円 |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 0.08 円 | 4.52 円 | 1.32 円 |
| 1 株 当 たり 配 当 金 | 1.00 円 | 1.00 円 | 1.00 円 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 | 58.02 円 | 59.76 円 | 60.57 円 |

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（本日現在）

| | 株 式 数 | 発行済株式数 に対する比率 |
|-------------------|---------------|------------------|
| 発行済株式数 | 163,360,086 株 | 100.00% |
| 現時点の行使価額における潜在株式数 | 14,868,972 株 | 9.10% |
| 下限値の行使価額における潜在株式数 | — | — |
| 上限値の行使価額における潜在株式数 | — | — |

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

| | 平成 25 年 3 月期 | 平成 26 年 3 月期 | 平成 27 年 3 月期 |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| 始 値 | 42 円 | 70 円 | 66 円 |
| 高 値 | 84 円 | 120 円 | 151 円 |
| 安 値 | 33 円 | 48 円 | 46 円 |
| 終 値 | 71 円 | 65 円 | 74 円 |

② 最近 6 か月間の状況

| | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 |
|-----|------|------|------|------|------|------|
| 始 値 | 77 円 | 74 円 | 70 円 | 68 円 | 56 円 | 51 円 |
| 高 値 | 90 円 | 77 円 | 71 円 | 69 円 | 57 円 | 60 円 |
| 安 値 | 72 円 | 67 円 | 58 円 | 47 円 | 50 円 | 51 円 |
| 終 値 | 74 円 | 70 円 | 68 円 | 57 円 | 51 円 | 57 円 |

③ 発行決議の直前取引日における株価

| | 平成 27 年 11 月 16 日 |
|-----|-------------------|
| 始 値 | 54 円 |
| 高 値 | 54 円 |
| 安 値 | 53 円 |
| 終 値 | 53 円 |

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(第三者割当増資／第 1 回転換社債型新株予約権付社債)

| | |
|-------------------|--|
| 払 込 期 日 | 平成 25 年 8 月 26 日 |
| 調 達 資 金 の 額 | 615,000,000 円 (発行価額の総額) 609,600,000 円 (差引手取概算額) |
| 転 換 価 額 | 56 円 |
| 募集時における 発行済株式数 | 99,199,393 株 |
| 割 当 先 | プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド |

| | |
|----------------|---|
| 当該募集による潜在株式数 | 当初の転換価額（56円）における潜在株式数：10,982,142株 転換価額上限値における潜在株式数：一株 転換価額下限値における潜在株式数：一株 (注) 転換価額の修正条項は定められていません。 |
| 現時点における転換状況 | 転換済株式数：10,982,142株（残高0円） |
| 発行時における当初の資金使途 | ① 将来における同業他社その他の企業の買収、提携その他のM&A等の資金 ② 上記に関する候補先企業等の発掘・選定に伴う調査その他の専門家費用 ③ 収益物件又は将来の開発用地としての不動産（マンション分譲用地を除く。）の取得資金 |
| 発行時における支出予定時期 | ① 平成25年10月～平成27年3月 ② 平成25年8月～平成27年3月 ③ 平成25年10月～平成26年3月 |
| 現時点における充当状況 | 当初の資金使途のとおり充当済 |

(第三者割当増資／第2回転換社債型新株予約権付社債)

| | |
|----------------|---|
| 払込期日 | 平成27年11月26日 |
| 調達資金の額 | 3,000,000,000円（発行価額の総額） 2,967,000,000円（差引手取概算額） |
| 転換価額 | 60円 |
| 募集時における発行済株式数 | 110,378,256株 |
| 割当先 | プロスペクト ジャパン ファンド リミテッド |
| 当該募集による潜在株式数 | 当初の転換価額（60円）における潜在株式数：50,000,000株 転換価額上限値における潜在株式数：一株 転換価額下限値における潜在株式数：一株 (注) 転換価額の修正条項は定められていません。 |
| 現時点における転換状況 | 転換済株式数：50,000,000株（残高0円） |
| 発行時における当初の資金使途 | ソーラー事業に対する投資及び事業資金 |
| 発行時における支出予定時期 | 平成26年11月末～平成27年4月末 |
| 現時点における充当状況 | ① ソーラー事業に対する投資及び事業資金として1,856百万円 ② 金融商品取引業等への参入のための、豊商事株式会社の株式（上限4,538,000株）に対する公開買付けのための資金として284百万円(注1) ③ 東京都内のマンション開発プロジェクトに係る土地取得資金の一部並びに埼玉県内及び神奈川県内におけるマンション建築資金の一部として520百万円 |

(注1) 上記公開買付けにより取得した豊商事株式会社の株式（626,000株）については、平成27年3月16日をもって、総額287,960,000円（1株につき460円）で売却しています。かかる売却により得た資金については、元々の資金使途であったソーラー事業における発電所の開発資金として、進行中の既存案件に使用するべく、現在、銀行預金にて管理しています。

(注2) 上記資金使途の変更に関する詳細については、平成26年12月25日、平成27年3月4日及び平成27年9月30日付け『転換社債型新株予約権付社債に関する資金使途変更のお知らせ』をご参照ください。

10. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権の発行は、当社の事業ポートフォリオの拡充及び安定した収益基盤の確保に資するものと考えておりますが、具体的な内容が確定してないことから、現時点において、当社の業績に与える影響は不明です。

以上

株式会社プロスペクト

第3回新株予約権

<発行要項>

1. 商号 : 株式会社プロスペクト
2. 新株予約権の名称 : 株式会社プロスペクト第3回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
3. 新株予約権証券 : 本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
4. 新株予約権の総数 : 1,440個
5. 払込金額 : 新株予約権1個につき200,000円
(新株予約権の目的である株式1株につき2円)
6. 申込単位 : 1個
7. 申込証拠金 : なし
8. 申込期間 : 平成27年12月18日から平成27年12月21日まで
9. 払込期日 : 平成27年12月21日
10. 募集の方法 : 第三者割当の方法により、プロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド (The Prospect Japan Fund Limited) に対して全部を割り当てる。
11. 申込取扱場所 : 株式会社プロスペクト 総務部
12. 払込取扱場所 : 東京都渋谷区渋谷一丁目24番16号
株式会社みずほ銀行 渋谷支店
13. 行使請求受付場所 : 株式会社プロスペクト 総務部
14. 新株予約権の目的である株式の数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権1個当たりの新株予約権の目的である株式の数 (以下「目的株式数」という。) は、当初100,000株とする。
 - (3) 第16項に基づき行使価額が調整される場合、目的株式数 (当該時点で行使されていない本新株予約権の目的株式数に限る。) は、以下の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

| | | | | |
|----------|---|----------|---|---|
| 調整後目的株式数 | = | 調整前目的株式数 | × | $\frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ |
|----------|---|----------|---|---|
 - (4) 上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第16項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
 - (5) 調整後目的株式数は、第16項に基づく行使価額の調整が適用される日から同時に適用する。
15. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産 (金銭に限る。) の価額 (以下「出資価額」という。) は、当該時点における目的株式数1株当たりの出資価額 (以下「行使価額」という。) に目的株

式数を乗じた金額とする。

- (2) 当初行使価額は、54 円とする。

16. 行使価額の調整

- (1) 本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる事由が生じた場合、行使価額は、下記(2)に定める適用時期以降、以下に定める算式（以下「価額調整式」という。）に従い調整される（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (a) 価額調整式の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (b) 価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除き、気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (c) 価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (2) 価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、それぞれ以下に定めるとおりとする。

(a) 株式分割等

(i) 調整事由

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

(ii) 適用時期

株式分割のための株主割当日の翌日、無償割当ての効力発生日の翌日（当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日とする。）

(b) 時価以下発行（普通株式）

(i) 調整事由

行使価額を下回る払込金額をもって新たに当社普通株式を交付する場合（取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

(ii) 適用時期

払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、同じ。）の翌日又は当該交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日

(c) 時価以下発行（交換証券等）

(i) 調整事由

当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる株式その他の証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）（以下「交換証券等」という。）を発行する場合（無償割当てを含む。）であって、交付される当社普通株式1株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が行使価額を下回ることとなる場合

(ii) 適用時期

交換証券等の払込期日（無償の場合は割当日）又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日

(iii) 適用方法

かかる調整事由に基づく行使価額の調整においては、発行される交換証券等の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして価額調整式を適用する。

(iv) 例外規定

上記にかかわらず、交付される当社普通株式1株当たりの払込み又は給付に係る財産の価額が交換証券の発行時点で確定していない場合、当該価額の確定時点において、発行された交換証券等の全てが当該価額の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして価額調整式を適用する。この場合における適用時期は、当該価額が確定した日の翌日とする。

- (3) 上記(2)に掲げる各事由に関して、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、当該割当ての効力発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としている場合における適用時期は、上記(2)にかかわらず、当該承認があった日の翌日とする。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までの間に本新株予約権が行使された場合、当該新株予約権者に対して、以下の算式に従い計算された数の当社普通株式を交付する。この場合において、1株未満の端数を生じた場合、当該端数を切り捨て、現金による精算は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- (a) 吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、資本金若しくは準備金の減少、自己株式若しくは自己新株予約権の取得又は株式の併合により、行使価額の調整を必要とするとき。
- (b) 上記のほか、当社の株式数の変更又は変更の可能性を生ぜしめる事由の発生により、行使価額の調整を必要とするとき。
- (c) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
- (d) 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価

額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されていると判断されるとき。

- (5) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満に留まる限り、行使価額の調整は行わない。ただし、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合、価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額から当該差額を差し引いた額を使用する。

17. 新株予約権を行使請求期間

本新株予約権を行使することができる期間は、平成27年12月21日から平成32年12月20日まで(当該末日が銀行休業日の場合はその直前銀行営業日まで)とする。

18. 新株予約権の行使方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、行使請求受付場所においてこれを取り扱う。
- (2) 本新株予約権者は、1個の本新株予約権を分割して行使することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印したうえ、当社が要請するその他の書類を添えて、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出し、かつ、当該行使にかかる本新株予約権の出資価額の全額に相当する金銭を払い込むことにより行うことができる。
- (4) 行使請求受付場所に対して行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。
- (5) 行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (6) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、速やかに、社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対して、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

19. 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

20. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額(資本金等増加限度額)として会社計算規則第17条に定める額の2分の1の額を資本金として計上し(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、その余を資本準備金として計上する。

21. 新株予約権の取得

- (1) 10日以上連続する取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、いずれも当該各取引日において有効な行使価額の200%以上であった場合、当社は、当該10日目の取引日から10営業日以内に新株予約権者に対して通知することにより、当該取引日から20営業日が経過する日をもって、当該時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。
- (2) 本項に基づき本新株予約権を取得する場合、当社は、本新株予約権者に対して、1個につき、本新株予約権の払込金額に相当する額の金銭を交付する。

(3) 本旨株予約権の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

22. 新株予約権者への通知

- (1) 当社による本新株予約権者への通知は、本新株予約権に関する新株予約権原簿に記載された本新株予約権者の住所宛てに行い、かつ、それをもって足りる。
- (2) 本新株予約権に関して、目的株式数又は行使価額が調整された場合、当社は、調整が行われた旨及びその内容を、遅滞なく本新株予約権者に対して通知する。

23. 組織再編時における新株予約権の交付

- (1) 当社が組織再編行為を行う場合、組織再編行為の効力発生日において、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、以下に掲げる内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付する。この場合、本新株予約権者が有する本新株予約権は消滅する。
 - (a) 交付する承継新株予約権の数
効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一とする。
 - (b) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の種類
承継会社等の普通株式
 - (c) 承継新株予約権の目的である承継会社等の株式の数
効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに、効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるであろう経済的価値と同等の経済価値を得られるように、承継新株予約権の行使価額を定める。
 - (d) その他
上記のほか、承継新株予約権に関する内容は、本要項に定める内容と同一又はこれに準じたものとする。
- (2) 本項において「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる会社分割、当社が他の株式会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により、承継会社等が、本新株予約権に代えて、新たな新株予約権を交付するものをいう。

以上